

奈良県立医科大学

病理解剖の手引き

令和3年6月1日作成

病理診断学講座

分子病理学教室

I. 病理解剖

奈良県立医科大学附属病院で治療中の患者が死亡し、病態・死因検討のために病理解剖を要する場合、以下の手続きに従って実施します。

1. 病理解剖受付時間ならびに連絡先

月～金 9:00～17:00 **連絡先 内線 4307 (病理診断学講座医局)**

上記時間外は病理解剖に必要な人員が拘束されていませんので、原則として時間外解剖は受け付けておりません。また、年末年始、病理学会期間中ならびに病理解剖室の維持管理上必要な場合には、病理解剖を休止します。あらかじめ書面などで通知致しますので、ご確認下さい。

やむを得ず受付時間外の解剖を依頼するときは、依頼する診療科から上記連絡先に連絡して、解剖が可能であることと解剖開始時刻を確認してからご遺族の承諾を得るようにして下さい。

なお、時間外解剖は剖検室の機能が充分ではありませんので、翌日の午前8時30分より解剖できるよう、極力ご遺族の御理解を求めて下さい。

2. 解剖依頼および手順

1) 説明と同意

主治医が御遺族に対して病理解剖の必要性を十分説明し承諾を得て下さい。脳病変の検索が必要な場合は開頭を行うことについて承諾を得て下さい。承諾が得られた後、「病理解剖についてのご説明」をご遺族に手渡してください。

ご遺族の承諾が得られた後、以下のものを準備して下さい。

①遺族の同意書 認印もしくは拇印が必要

2部作成（コピー可）し、正本は病院管理課まで当該臨床医が提出、副本は病理解剖室へ持参し、剖検担当者に渡すこと。

遺族の同意書は遺体搬入時に病理部（剖検執刀医）に提出して下さい。この書類がなければ絶対に病理解剖は出来ません。用紙は電子カルテからダウンロードできます。

②臨床所見プロトコール

臨床事項をもれなく記載し、1ヶ月以内に剖検担当者へ提出すること。

※(死亡診断書は病院管理課へ当該臨床医が提出するのみで、病理への提出は不要です)

2) 解剖依頼手順

①電話で依頼し、剖検依頼内容を簡単に説明し、開始時間等を打ち合わせる。開頭承諾の有無や感染症の有無も伝える。

※新型コロナウイルス (Covid-19) に関しては、原則、病理解剖前あるいは病理解剖時の PCR 検査にて陰性を確認した症例のみ実施する。

※予期せぬ患者の死に相当する症例は、院内医療安全管理委員会の「予期せぬ患者の死への対応 (2007.9.4)」をもとにして対応を行うこととする。

②電子カルテ上からも剖検オーダーをたてる。

③剖検開始時刻および患者氏名を守衛室に連絡すること。

3. 病理解剖の実施

担当臨床医は、病理解剖執刀者に臨床所見用紙を提出し、臨床上の疑問・問題点や剖検の目的等を説明する。また、この際執刀者に開頭承諾の有無も伝える。担当臨床医は解剖に立ち合い、解剖所見を病理解剖所見用紙に記録する。

4. 病理解剖の結果

原則的に院内症例はCPC終了後に、主治医及び担当科医局長宛に病理解剖診断書を送る。電子カルテ上での結果の開示は行わない。

5. 解剖前の注意点

1) 遺体、担当者進入経路

- ①遺体は、家族控室、霊安室、処置室、前室を経て搬入すること。
- ②解剖担当者は、処置室、更衣室を経て進入すること。

2) ホワイトボードへの記入

剖検番号、月日、氏名、年齢、性別、科名、主治医名、臨床診断、担当教室、執刀者名を明記すること。

*感染の恐れのある疾患は必ず記入する。

II. ネクロプシーについて

亡くなられた患者のご遺族に病理解剖（剖検）（部分、全身）をお願いしても、その承諾は得られないが、ご遺体の臓器や病変部位から針生検を用いて小さな組織を採取するだけならという条件で病理学的検索の承諾を得られる場合がしばしばあります。このような方法でご遺体から検体を採取し、病理学的に組織を検索することをネクロプシーと言います。病理解剖例としては取り扱いできませんが、病理解剖症例とは別にネクロプシー症例として登録し、病理検査することが可能です。

ネクロプシーを行う場合も剖検と同様にご遺族の承諾書、死亡診断書、さらに採取した組織と一緒にネクロプシー依頼書を提出してください。また、後日で結構ですが、患者の臨床経過、検査成績や臨床上の問題点、検索希望事項を記載した臨床プロトコルをできるだけ速やかに提出してください。

なお、ネクロプシーを施行するに際して、生検針などは病理学教室にありませんので、当該臨床科で用意してください。なお、ネクロプシーは病室では行わず、しかるべき場所（剖検室や手術室など）で行う必要があります。採取された検体は、直ちにホルマリンに入れて固定してから提出してください。

検索した結果は、最終的に「ネクロプシー報告書」として担当した病理医が数日後に報告いたします。

1. ネクロプシーの依頼と書類等の提出先

1) ネクロプシーの依頼

病理診断学講座（内線 4307）

2) 書類の提出

死亡診断書、ネクロプシー承諾書→ 病院管理課

ネクロプシー承諾書（副本）、ネクロプシー依頼書、臨床プロトコール
→ 病理診断学講座

3) ネクロプシー採取標本

病理診断学講座

※ネクロプシー承諾書/依頼書は本ホームページ上からダウンロードしてください。

臨床プロトコールは病理診断学講座に用意してありますので、必要な場合はその旨連絡してください（内線 4307）。

III. 学外からの病理解剖依頼について

1. 学外病理解剖に関する取り決め

- 1) 学外病理解剖は奈良県立医科大学の教育研究上有意義で、かつ業務に支障の生じるおそれのない場合に限り行うものとする。
- 2) 学外病理解剖は、直接担当講座（病理診断学講座 内線 4307、分子病理学講座 内線 2576）へ申し込むこととし、担当講座が当該病理解剖申込みのあった病院と病理解剖の可否等を協議するものとする。なお、担当講座が決まっていない場合は、病理診断学講座を窓口として担当講座を決定するものとする。
- 3) 学外病理解剖は、当該病理解剖依頼のあった病院と受託研究契約を締結し実施するものとする。
- 4) 担当教室の病理解剖担当者は、奈良県立医科大学病理解剖規約に基づき病理解剖を実施するものとし、規約に規定のない遺体の保存方法、移送方法等については当該病理解剖依頼のあった病院と協議するものとする。
- 5) 病理解剖に必要な書類は以下の通りとし、（1）～（3）は病理解剖前に、（4）は解剖後1週間以内に担当講座に提出するものとする。
 - ①病理解剖依頼書（様式1）
 - ②病理解剖に関する遺族の承諾書（様式2）
 - ③死亡診断書の写し
 - ④剖検プロトコール中の剖検依頼書（P3～6）※様式1、2は本ホームページからダウンロードしてください。

6) 学外病理解剖にかかる委託料について、学外病理解剖委託料（執刀料、病理組織標本作製料、病理診断料）は1件につき350,000円とし、受託研究契約に基づき、奈良県立医科大学長に納付するものとする。

7) 病理解剖終了後は、病理解剖報告を委託病院に行うものとする。なお、依頼があれば臨床病理カンファレンス（CPC）を行うものとする。

奈良県立医科大学
病理診断学教室・分子病理学教室

受託研究契約書

受託者 奈良県立医科大学（以下「甲」という。）と委託者（以下「乙」という。）は、受託研究の実施について次の条項により契約を締結する。

第 1 条 甲は、受託研究を乙の委託により次のとおり実施する。

(1) 研究題目

病理解剖症例の検討

(2) 研究の目的及び内容

(目 的) 病理解剖により死因の究明を行う。

(内 容) 病理解剖を行うことで、臨床診断の正確性となされた治療に対する検討を行うとともに、死因を究明し、臨床診断及び治療技術の向上を図る。

(3) 契約金額 別紙委託単価による

(4) 講座等名

講座等の長の職、氏名

病理診断学講座 教授 大林千穂

(5) 研究の実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

第 2 条 前条(3)契約金額には、間接費及び消費税額(地方消費税額を含む)を含む。

第 3 条 乙は、受託研究を一方的に中止することはできない。

第 4 条 受託研究の結果生じた工業所有権等を、甲は乙に無償で使用させ、又は譲渡することはできない。

第 5 条 甲は、やむを得ない理由により受託研究を変更又は中止する場合において、甲は乙に対して、その責を負わないものとする。

第 6 条 乙は甲に対し、毎月 10 日までに前月分の実施報告書を提出することとし、これに基づき甲が発行する納入通知書により、実績額を所定の期日までに甲に納付しなければならない。

第 7 条 甲は、第 5 条の場合も含め、乙から納付された契約金額を返還しない。

第 8 条 受託研究の実施に起因して第三者に損害が発生し、かつ、甲に賠償責任が生じた場合には、その損害が受託研究担当者の故意又は重大な過失による場合を除き、乙がその損害賠償金等の一切を負担するものとする。

第 9 条 受託研究に関する結果の公表は、甲、乙協議のうえ行う。

第 10 条 この契約の履行に際しては、「奈良県立医科大学受託研究取扱内規」（平成 6 年 4 月 1 日制定）を甲、乙ともに遵守するものとする。

第 11 条 この契約に定めのない事項で必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 奈良県橿原市四条町 8 4 0
公立大学法人 奈良県立医科大学
理事 嶋 緑倫

乙

受 託 単 価

| 項目名（検査・読影） | 委託単価（円） | 備 考 |
|------------|---------|---------------------------------|
| 病理解剖 | 350,000 | 1 執刀料 2 病理組織標本作製料 3 病理診断料 |

※ 委託単価には、消費税及び地方消費税を含む。